

湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（以下「公的研究費」という。）について、湊川短期大学（以下「本学」という。）における研究費の管理・監査事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

- 第2条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理にかかわる全ての教職員に対する行動規範を策定する。
 - 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じるとともに統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営管理ができるように適切にリードしなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
 - 5 最高管理責任者が自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
 - 6 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

- 第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。
- 2 統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。
 - 3 統括管理責任者はコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。
 - 4 統括管理責任者はコンプライアンス推進責任者が活動しやすいように環境を整える。
 - 5 統括管理責任者は、法人事務局長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第4条 本学の公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者である。
- 2 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、以下の業務を遂行する。

- (1) コンプライアンス推進のための対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るために公的研究費の運営・管理にかかわる全ての教職員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 不正防止を図るために公的研究費の運営・管理にかかわる全ての教職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。
 - (4) 教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は短大事務局長をもって充てる。

(監事)

- 第5条 本学の公的研究費の運営・管理を監査する者（以下「監事」という。）を置く。
- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について学園全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。
 - 3 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。
 - 4 内部監査部門等関連部署は監事と連携し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について理事会にて意見交換を行う。
 - 5 監事は、法人の監事をもって充てる。

(公的研究費の執行)

- 第6条 公的研究費を管理・執行する部署として公的資金であることを認識し、不正防止計画を踏まえ、適正な執行を行う。最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう不正防止計画を踏まえ、適正な執行を行う。
- 2 公的研究費の経理処理は、短大事務局が行う。

(検収業務等)

- 第7条 公的研究費の適正な執行を図るため、公的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品を検収するものとする。
- 2 検収責任者は、納品書と現物を照合の上、納品書に所定の検収印を押印する。
 - 3 不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。
 - 4 検収責任者は、法人事務局長が任命する。

(相談窓口)

第8条 公的研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な執行を図るため、相談を受け付ける窓口を短大事務局に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(通報窓口)

第9条 本学での公的研究費の使用・管理に係る不正に関し、学内外からの通報を受ける窓口を法人本部総務部に置く。

(モニタリング及び監査体制)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制を整備する。

- 2 公的研究費における充実強化を図るため、内部監査を行う。
- 3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注・検収・支払いの現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的な観点から監査を行う。
- 4 内部監査は、法人事務局長及び総務部長が行う。
- 5 内部監査の実施結果について、最高管理責任者に報告する。

(誓約書)

第11条 公的研究費の管理・執行に関わる全ての教職員に対し、誓約書(様式1)の提出を求める。

- 2 取引業者においては、昨年度の公的研究費の取引実績が同じ教職員に対して総額100万円以上もしくは取引件数が20件を超える取引業者の中から本学におけるリスク要因、実効性を考慮した上で誓約書(様式2)の提出を求める。不正な取引に関与した業者については最高責任者より取引停止等の処分方針を適宜決定する。

(運営・管理の見直し)

第12条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。